

横浜市行政不服審査会答申  
(第83号)

令和2年2月18日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、審査請求人が生活保護を受けていた平成30年10月25日に口座に65,000円（以下「本件入金1」という。）の入金があったにもかかわらず、その入金を横浜市金沢福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に収入として申告しなかったこと、及び同年9月18日から同年12月17日までの間に、馬券配当金の収入1,216,010円（以下「本件入金2」といい、本件入金1と本件入金2を合わせて、「本件各入金」という。）があったにもかかわらず、その収入を処分庁に収入として申告しなかったことから、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づき生活保護費用等徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

処分庁が本件処分の決定通知書に記載した決定理由である「平成30年9月18日から平成30年12月17日の間、馬券配当収入があったが未申告だった」との事実及び「平成30年10月25日に知人から口座へ入金があったが未申告だった」との事実は、存在しない。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 処分庁は審査請求人に対し、馬券配当金及び他者からの入金は収入となり、収入申告を行う必要があることを説明しており、審査請求人は収入申告を行う必要性について把握していた。

- (2) 処分庁が法第 29 条に基づき調査したところ、未申告の口座である A 銀行 B 出張所に本件各入金が発見された。
- (3) 審査請求人が提出した収入申告書(生活保護法施行細則(昭和 31 年 10 月横浜市規則第 79 号) 第 2 条第 2 項第 1 号の収入申告書(第 3 号様式)をいう。以下同じ。)の内容が虚偽であることが判明したため、法第 78 条に基づく徴収を行うことを決定した。
- (4) 振込履歴のあった平成 30 年 9 月 8 日から同年 12 月 17 日までの未認定の収入は、本件各入金の合計額である 1,281,010 円であるところ、この間に支弁した生活保護費用は収入額を下回るため、法第 78 条の適用期間を令和元年 5 月 31 日までとし、平成 30 年 9 月 8 日から令和元年 5 月 31 日までに支弁された生活保護費 566,997 円について、徴収する旨の決定を行った。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「8 判断理由」のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 本件入金 1 について

本件入金 1 は、審査請求人名義の A 銀行 B 出張所の口座に第三者名義で入金されているため、令和元年 5 月 29 日に処分庁が審査請求人に本件入金 1 について確認したところ、審査請求人は、知人からの借入金と回答している。

このことから、本件入金 1 については、借入金として以下検討する。

#### ア 借入金は収入認定の対象となるか

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものであることが必要である。

したがって、法第 4 条第 1 項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第 8 条第 1 項にいう「その者の金銭又は物品」とは、

被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

そして、法第4条第1項及び第8条第1項は、この一切の財産的価値の対象を特に限定しておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、生活保護を受けている間に被保護者が借入れをした場合には、これを原則として収入認定の対象とすることが相当である。

以上によれば、借入金であっても、原則として収入として認定すべきであり、本件入金1を収入として認定することは、違法又は不当であるとはいえない（平成20年2月4日札幌地方裁判所判決・平成18年（行ウ）第10号と同趣旨）。

イ 本件入金1は申告すべき収入に該当するか

借入金が収入として認定すべき「収入」であるとすれば、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うために規定された法第61条における、被保護者が届出義務を負う「収入」に借入金が含まれることもまた明らかである。したがって、本件入金1は、処分庁に申告すべき「収入」に該当する。

ウ 審査請求人が本件入金1を申告せずに生活保護を受給したことが法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか

本件処分において、未認定の収入充当額の対象とされた本件入金1は、法第61条の規定に基づき、保護実施機関に対して、届出の義務を負う収入であることは前記イのとおりであるから、審査請求人は、客観的に見て、当該届出の義務に違反していることが認められる。

しかしながら、法第78条第1項は、その要件として「不実の申請その他不正な手段により保護を受け…た者があるとき」と定めているから、法第61条の規定に基づく届出の義務に違反することのみでは、法第78条第1項の要件に該当するといえないことは文言上明らかである。

したがって、以下、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか検討する。

生活保護手帳別冊問答集問13-1では、「不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」にて、「法第78条によ

ることが妥当な場合」として、「(a)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。(d)課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」が掲げられている。

また、「生活保護行政を適正に運営するための手引き」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）IV-3-(1)において、不実の申請とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれると解されている。法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされている。

この点、借り入れた金額と同額の金員及び利息について将来的には返済の負担を負うものであることから、直ちにこれが「収入」に当たるとの認識が一般的な社会通念となっているとは言い難いことからすると、客観的にみて法第61条に規定する届出義務に違反していることのみをもって「本来申告すべき事実を秘匿」しているとは言えない（横浜地方裁判所平成27年3月11日判決（平成25年（行ウ）第47号）と同旨）。「本来申告すべき事実を秘匿」していた場合に当たるのは、審査請求人において届出の義務があることを認識しているか、認識すべきであるといえるものの、これを怠って借入金を収入として申告しなかった場合に限られるべきである。

#### エ 本件における処分庁の説明と審査請求人の認識

処分庁は、平成30年9月12日に、審査請求人に「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を交付し、制度の概要及び届出の義務について説明したうえで、審査請求人がこれを了解した旨の確認書を受領した。

ハンドブックには、「届出をするのはこんなとき…」として「あなたや世帯内のご家族の資産・収入は、すべて届出の対象となります」と記載しており、ポイント①として、「このようなものも働きによらない収入にな

りますのでご注意ください」と下線を引いた注意書きを記載したうえで「※カードローンやキャッシングなど生活保護受給中に行った借入（借金）」の項目に「親族・知人からの借入についても同様です。」と記載されている。また、ハンドブックの「不正受給をしてしまったら、どうなるのですか？」とのページにも「生活保護受給中は借入（借金）をすることは認められていません。借金も収入とみなされますので、すでに受け取っていた保護費を福祉保健センターに返還していただかなくてはなりません」と記載されている。

さらに、処分庁は審査請求人に対し、平成30年10月22日、平成31年1月28日及び同年2月25日に、借金は収入とみなす旨を伝えている。

したがって、審査請求人としては借入金を収入と申告すべき義務があるという認識をしていたと言える。

オ 本件入金1について、「不実の申請」があったといえるか

審査請求人は、平成30年9月分から令和元年5月分までの収入申告書を処分庁に提出したが、同収入申告書には、本件入金1については記載されていなかった。

さらに、本件各入金はA銀行B出張所の口座に入金されていたところ、同口座は平成30年9月3日に存在していたにもかかわらず、同日提出された資産申告書にも記載されていなかった。

以上のような収入申告への入金の不記載や、資産申告書への口座の不記載は、虚偽の報告となる。したがって、審査請求人は、本件入金1について、不実の申請をしたこととなり、これに基づいて生活保護を受給していたのであるから、法第78条第1項に該当する。

(2) 本件入金2について

本件入金2は、審査請求人名義のA銀行B出張所の口座に「エヌシーケー」（日本中央競馬会の旧名称）名義で入金されており、また、令和元年5月29日に審査請求人は、処分庁に対し、本件入金2は馬券配当金の収入と回答している。

このことから、本件入金2については、馬券配当金の収入として以下検討する。

ア 本件入金2は申告すべき収入に該当するか

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定する。この点、審査請求人は処分庁に対し、競馬はしていたが負けが多いため、配当金は収入ではないという趣旨の発言をしている。

しかしながら、法第 61 条に「収入」とともに「支出」と記載されていること、及び事実たる収入をありのままに把握し、生活保護費を決定するという、法第 61 条の趣旨からは、負けが多いのであればその点を「支出」として報告すればよいのであり、そのことが「収入」である馬券配当金の申告を行わない理由とはならない。

イ 審査請求人が本件入金 2 を申告せずに生活保護を受給したことが法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか

法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされている（手引Ⅳ－3－(1)）。

また、馬券配当金は、借入金と異なり、収入を得ると同時に債務を負担するというものではないため、収入に該当することは明らかであり、審査請求人においても、馬券配当金を収入として申告しなければならないことを知っているか、知りうるべきであった。したがって、処分庁が、あえて馬券配当金が収入であることの説明を行う必要はない。

ウ 本件入金 2 について、「不実の申請」があつたといえるか

審査請求人は、平成 30 年 9 月分から令和元年 5 月分までの収入申告書を処分庁に提出したが、同収入申告書には、本件入金 2 については記載されていなかった。

さらに、本件各入金は A 銀行 B 出張所の口座に入金されていたところ、同口座は平成 30 年 9 月 3 日に存在していたにもかかわらず、同日提出された資産申告書にも記載されていなかった。

以上のような収入申告への入金の不記載や、資産申告書への口座の不記載は、虚偽の報告となる。したがって、審査請求人は、本件入金 2 について、不実の申請をしたこととなり、これに基づいて生活保護を受給していたのであるから、法第 78 条第 1 項に該当する。

(3) 結語

上記のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当といえる。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。



《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年9月9日	・ 審査請求書（副本）及び弁明書の提出等依頼
令和元年9月30日	・ 弁明書及び証拠書類の提出
令和元年10月8日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和元年11月5日	・ 反論書の提出期限の再設定
令和元年12月25日	・ 審査請求人への質問
令和2年1月10日	・ 審理手続の終結
令和2年1月17日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年1月21日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年2月18日	・ 調査審議